

令和8年7月12日執行予定

南陽市長選挙

立候補予定者説明会資料

日時 令和8年6月9日(火) 午前9時～

場所 南陽市役所4階401・402会議室

南陽市選挙管理委員会

目 次

第 1	選挙の日程	1
第 2	立候補の届出について	1
第 3	選挙運動の期間について	4
第 4	選挙運動をしてはならない人	5
第 5	選挙事務所について	6
第 6	選挙運動用自動車について	6
第 7	選挙運動用拡声機について	7
第 8	戸別訪問について	7
第 9	連呼行為について	8
第 10	飲食物の提供について	8
第 11	選挙運動用ポスターについて	8
第 12	選挙運動用通常葉書について	9
第 13	選挙運動用ビラについて	9
第 14	新聞広告について	10
第 15	選挙公報について	10
第 16	個人演説会について	12
第 17	街頭演説について	13
第 18	特定の建物及び施設における演説等の禁止	14
第 19	その他候補者が使用できるもの	14
第 20	文書図画の撤去について	14
第 21	インターネットによる選挙運動について	15
第 22	寄附の禁止について	15
第 23	選挙運動の費用について	18
第 24	選挙立会人の届出について	19
第 25	選挙会及び当選証書の付与について	20
第 26	選挙期日後の挨拶行為の制限について	20
第 27	供託金の返還について	21
第 28	辞退について	21

その他の添付資料（各種様式の記載例）	22～31
・ 南陽市長選挙候補者届出書（本人届出用）（推薦届出書）	別紙1、2
・ 宣誓書	別紙3
・ 通称認定申請書	別紙4
・ 選挙事務所設置届	別紙5
・ 出納責任者選任届出書	別紙6
・ 選挙立会人となるべき者の届出	別紙7
・ 選挙立会人承諾書	別紙8
・ 選挙公報掲載申請書	別紙9
・ 立候補届出代理人証明書	別紙10

〈各様式の記入に係る注意点について〉

- ・ 各様式への押印は「不要」です。
- ・ 届出を行う方に応じて、以下の書類を提示又は提出いただきます。ただし、各様式で「署名」又は「記名押印」がある場合は、以下の書類は必要ありません。

（1）本人が届け出る場合・・・本人確認書類の提示又は提出

（2）代理人が届け出る場合・・・以下のいずれか

①委任状の提示

②代理人の確認書類の提示又は提出

- ・ 各様式への住所は「地番」を記入ください。（例. 1 2 3 番地の4）

凡 例

「法」	公職選挙法
「令」	公職選挙法施行令
「規則」	公職選挙法施行規則
「自治法」	地方自治法
「規正法」	政治資金規正法
「市公規」	南陽市公職選挙執行規程

第1 選挙の日程

- 1 選挙時登録の基準日・登録日 令和8年7月 4日(土)
- 2 選挙期日の告示日 令和8年7月 5日(日)
- 3 選挙立会人の届出期限 令和8年7月 9日(木) 午後5時
- 4 選挙期日 令和8年7月12日(日)
- 5 当選証書付与 令和8年7月14日(火) 午前10時
- 6 選挙運動用収支報告書提出期限 令和8年7月27日(月) 午後5時

第2 立候補の届出について

- 1 届出の期日及び時間(法86の4①②、法270①)
 - (1) 届出期日 令和8年7月5日(告示の日)
 - (2) 届出時間 午前8時30分から午後5時まで
 - (3) 受付場所 南陽市役所大会議室(市役所4階)
- 2 届出の場所(法86の4①②)

立候補の届出は、必ず文書(届出書)をもって選挙長に行います。

- (1) 選挙長 竹田 進
- (2) 選挙長の事務を行う場所
南陽市三間通436番地の1
南陽市役所大会議室(市役所4階)

3 届出の方法及び届出書等の記載内容

届出の方法には、「本人届出」と「推薦届出」の2通りがありますが、郵便による届出はできません。なお、立候補届出をする際には、必ず立候補届出書に使用した印鑑を持参してください。記載の文字は、「かい書」で記載し、数字は「算用(アラビア)数字」を使用してください。

《本人届出の場合(法86の4①)》

- (1) 届出書(別紙1)(法86の4③)

① 氏名

本名(戸籍簿に記載された氏名)を用い、ふりがなを付してください。ただし、戸籍簿に記載されている氏名の漢字が常用漢字表に掲げる通用字体及び人名用漢字別表に掲げる通用字体と異なる字体で記載されている場合は、その字体を対応する通用字体に更正しても差し支えありません。

② 本籍、住所及び生年月日

被選挙権の有無の判定要素ですから、正確に記載してください。

③ 年齢

選挙期日（令和8年7月12日）で算定した満年齢です。

④ 党派名

立候補届出書に添付する「所属党派（政治団体）証明書」に記載してある政党、その他の政治団体の名称を記載してください。証明書を有しない候補者は「無所属」と記載してください。

⑤ 職業

職業はなるべく具体的に記載してください。特に公職に就いている候補者は詳細に記載してください。

自治法第142条の規定に係る候補者（市と請負その他の取引関係にあり、会計年度における取引総額が300万円を超える者）は、その旨を記載してください。

(2) 添付書類

① 供託証明書（法92①、令89②）

※ 供託金 100万円

② 宣誓書（別紙様式）（法86の4④、規則19号様式の3）

③ 所属党派（政治団体）証明書（法86の4④、令89④、規則19号様式の4）

※所属その他の政治団体の所属候補者としてその名称を候補者届出書に記載して届け出る場合は、所属党派証明書を添付してください。

なお、公認書は、所属党派証明書ではありません。

④ 戸籍の謄本又は抄本（令89②）

⑤ 通称認定申請書（別紙様式）（令89⑤、規則19号様式の5）

候補者は、候補者届出書に記載された本名に代えて、本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいいます。また、戸籍名をかな書きにする場合等も通称に当たります。

認定を受けようとする場合は、通称認定申請書を立候補届出書と一緒に選挙長に提出してください。その際、通称名が本名に代わるものとして広く通用しているかどうか説明し、かつそのことを証するに足る資料の提示が必要です。

なお、この通称の認定を受けたときは、立候補届出等の告示、新聞広告、投票記載所の氏名等の掲示、選挙公報等には必ず通称を使用しなければなりませんので注意してください。

<例> 公的機関が発行した書類、手紙、葉書等の信書、著書、雑誌の記事等

ただし、旧姓を使用する場合及び漢字を「かな」にする場合は、資料の提示は必要ありません。

《推薦届出の場合（法86の4②③、令89、規則19号様式の2）》

(1) 届出書（別紙2）（法86の4③）

推薦届出者となるためには、南陽市の選挙人名簿に登録されていなければなりません。

(2) 添付書類（本人届出の場合のほか）（令89①）

① 候補者推薦届出承諾書（別紙様式）（令89②）

② 選挙人名簿登録証明書（推薦届出者全員のものが必要です。）（法86の4④、令89②②Ⅱ、規則16号様式の13）

(3) 供託証明書（法92①、令89②）

推薦届出者（複数の場合は1名でも可）が供託を行ってください。この場合は、候補者の氏名等を「供託の原因たる事実」欄に記載してください。

(4) 候補者推薦届出代表者証明書（別紙様式第3号）

推薦届出者が数人あるときは、推薦届出者の代表者であることの証明が必要です。

4 立候補届出の際、併せて行う届出等

(1) 選挙事務所設置届（法130、令108、別紙様式第1号）

(2) 出納責任者選任届出書（法180、別紙様式第28号）

(3) 選挙運動中使用する報酬を支給する者の届出書（法197の2、令129、別紙様式）

(4) 連絡運動用ビラ届出書

(5) 選挙運動用ポスターの見本（1種類につき1枚）

5 立候補届出受付順序について

次の方法により受付の順序を決定します。

ア 午前8時30分までに届出をした者

抽選の方法により、届出順位を決定し、審査を行う。

イ 午前8時30分過ぎて届出をした者

アの審査終了後、到着順に受付し、審査を行う。

※立候補の届出に必要な書類の記載誤り、添付書類の不足があると届出が受理できない場合がありますので、あらかじめ、事前審査を受け、立候補届出書類等に誤りがないようにしてください。

6 候補者に交付する表示物、証明書类等

届出が受理された候補者には、下記の物品や証明書類や標旗、腕章、表示板等が交付されません。届出済番号札と引き替えに交付物資等を受領し、全部揃っているか必ず確認してください。紛失しても原則として再交付はできません。

なお、これらの交付物資等は選挙執行終了後すみやかに、「表示等返還目録」と一緒に南陽市選挙管理委員会に返還してください。

物品、証明書等の種類	数量	交付者	使用の目的	摘要
選挙運動用自動車表示板	1	市選管	前面の見やすいところに常時掲出	
選挙運動用拡声機表示板	1	〃	拡声機送話口の下部等に常時掲出	
街頭演説用標旗	1	〃	街頭演説を行う場合に掲出	
乗車用腕章(兼街頭演説用)	4	〃	候補者、運転手1名以外の者が乗車中着用	
選挙運動員用腕章(兼街頭演説用)	11	〃	街頭演説に従事する者が着用	
選挙運動用通常葉書使用証明書	1	選挙長	選挙運動用葉書の交付を受ける場合又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合に郵便局に提出	通常葉書の枚数 市長選挙 8,000枚
選挙運動用通常葉書差出票	40	〃	選挙運動用葉書を郵送する際郵便局に提出	
新聞広告掲載証明	2	〃	希望する新聞社に2回に限り有料で広告を掲載する場合に提出	記事下で横9.6cm 縦2段組以内。 色刷りは認められない

7 届出書等の事前審査について

事前審査において訂正の必要がある場合、その場で訂正が出来るように必要書類の準備をお願いします。

- (1) 審査日 令和8年6月24日(水) 午前9時から午前11時まで
- (2) 場所 南陽市役所 大会議室(4階)
- (3) 審査するもの
 - ① 届出関係書類(添付書類を含む。)
 - ② 選挙運動用ポスター(見本を1枚提出してください。)
 - ③ 選挙運動用ビラ(2種類まで、見本を各1枚提出してください。)
 - ④ 選挙公報原稿(写真は原稿に貼り付けずに提出してください。)

第3 選挙運動の期間について

立候補の届出のあった日(7月5日)から選挙期日の前日(7月11日)まで。(法129)

※例外事項(次の行為は、選挙当日も許されます。)

- (1) 投票所の入口から300m以上離れた区域に選挙事務所を設置すること。(法132)
- (2) 上記の選挙事務所を表示するためにその場所で使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示すること。(法143⑤)

- (3) 選挙運動期間中に適法に掲示された選挙運動用ポスター（ポスター掲示場に掲示されたもの）をそのまま掲示しておくこと。（法143⑥）
- (4) 選挙運動期間中に適法にウェブサイト等の利用により頒布された選挙運動用文書図画をそのままにしておくこと。（法142の3②）

第4 選挙運動をしてはならない人

次に掲げる者は選挙運動が禁止、または制限されています。

- (1) 選挙事務関係者（法135①）

投票管理者、開票管理者、選挙長は、在職中選挙運動をすることができません。

- (2) 不在者投票管理者の地位利用（法135②）

不在者投票に関し、業務上の地位を利用した選挙運動が禁止されます。

- (3) 特定公務員（法136）

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査員、公安委員会の委員、警察官並びに収税官吏及び徴税吏員は、在職中選挙活動が禁止されます。

- (4) 公務員等の地位利用（法136の2）

公務員が選挙に際してその地位を利用して選挙運動をすることは、選挙の自由公正を著しく害することになるため罰則をもって禁止されています。ここでの公務員には国家公務員若しくは地方公務員（一般職たると特別職たるとを問わない）のほか特定（地方）独立行政法人、沖縄振興開発金融公庫の役職員も含まれます。また、本来選挙運動に含まれない立候補の準備や候補者の推薦に関与することなどの選挙運動類似行為も禁止されています。

なお、公職選挙法での規制は、公務員の服務上の規制とは別に設けられているものです。

- (5) 教育者の地位利用（法137）

教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができません。ここでの教育者は、学校教育法に規定する学校の長及び教員をいいます。

- (6) 未成年者（法137の2）

未成年者は選挙運動をすることができません。ただし、選挙運動のための労務（例：文書の発送、物品の運搬等の機械的な作業）に従事することは禁止されていません。

- (7) 選挙犯罪等の罪により選挙権及び被選挙権を有しない者（法137の3）

選挙犯罪等により処罰され、選挙権及び被選挙権を有しない者は選挙運動ができません。

なお、選挙犯罪等以外の一般犯罪によって選挙権及び被選挙権を有しない者については、選挙運動が禁止されていません。

第5 選挙事務所について

1 設置数

候補者1人につき1箇所となります。(法131①)

2 設置者

候補者又は推薦届出者に限定されます。(法130①)

※推薦届出者が選挙事務所を設置した場合は、その設置について候補者の承諾を得たことを証明する書面を届出書に添付することが必要です。また、推薦届出者が複数の場合は、代表者証明書が必要です。(令108②)

3 届出

設置又は異動したときは、別紙様式第1号「選挙事務所設置(異動)届」により、直ちに市選挙管理委員会に届け出てください。(法130②)

投票所入口から半径300メートル以内の区域に選挙事務所を設置している場合は、投票日当日、閉鎖するか、300メートル以外の区域に移転しなければならない。この場合も異動届が必要。

4 選挙事務所に掲示できるもの(法143①⑦⑨⑩) ※選挙事務所を表示する内容

(1) 選挙事務所表示ポスター、立札、看板の類……通じて3枚以内 (法143⑦)

- 規格 縦350cm×横100cm以内

例…ポスターを2枚使えば、あとは立札か看板のいずれか1枚しか利用できません。

(2) ちょうちんの類……1個 (法143⑨)

- 規格 高さ85cm×直径45cm以内

5 休憩所等の禁止(法133)

休憩所その他これに類似する設備(湯呑所や連絡所など)は、選挙運動のため設けることができません。

6 選挙事務所の移動(法131②)

1日につき1回を超えて移動することができません(廃止に伴う設置を含む)。

第6 選挙運動用自動車について

1 使用できる自動車の種類(法141⑥)

乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満のもの

2 台数(法141①)

1台(市選挙管理委員会が交付する表示板1枚を自動車の前面の見やすいところに掲示すること。)

3 乗車制限(法141の2①)

候補者、運転手を除き4人に限られる。

第9 連呼行為について

- 1 連呼行為は、原則禁止 だが次の場合に限り認められる。(法140の2)
 - (1) 演説会場及び街頭演説又は演説の場所
(ただし、午前8時から午後8時までの間に限る。)
 - (2) 選挙運動用自動車の上からする場合
(ただし、午前8時から午後8時までの間に限ります。)
- 2 連呼行為をする場合の制限 (法166、法140の2)
 - (1) 国、地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く。)においては禁止されます。
ただし、これらの建物においても、個人演説会を開催する場合は、連呼行為を行うことができます。
 - (2) 汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内においては禁止されます。
 - (3) 病院、診療所その他の療養施設においては禁止されます。
 - (4) 学校、幼稚園、病院等の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

第10 飲食物の提供について

飲食物の提供は、湯茶及びこれに伴い通常用いられる菓子を除き、選挙運動に関して、いかなる名義(慰労目的、陣中見舞い等)であっても原則として禁止されています。(法139)

ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙運動期間中に提供する弁当については次の範囲内で認められます。(法139ただし書き)

- 1 提供できる期間 選挙運動期間中(7月5日から7月11日までの間)
- 2 弁当料の額 1食につき 1,500円、1日4,500円の範囲内(令109の2)
- 3 提供できる弁当の総数 15人分(45食分)×7日=315食を超えない範囲
- 4 選挙事務所において食事するために提供する弁当(携行するため事務所において提供する弁当を含む)に限る。

第11 選挙運動用ポスターについて

- 1 南陽市ポスター掲示場設置 条例(昭和62年12月24日条例第36号)により設置されたポスター掲示場以外には掲示できません。
 - (1) 検 印 必要なし(ポスターについて事前審査を行います。)(法144③)
 - (2) 規 格 長さ42cm×幅40cm以内(法143①及び⑬)
 - (3) 記載事項 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人の場合は名称)、住所を記載しなければなりません。(法144⑤)

- (4) 記載内容 虚偽事項、利害誘導その他法令にふれない限り自由です。
- (5) 掲示箇所 市内115か所
- (6) ポスター掲示板への掲示位置は、立候補届出の順位と同じ番号の指定区画にそれぞれ1枚掲示できます。

※ 設置場所の一覧を、事前審査日（6月24日）の際に提供いたします。

2 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担 別冊のとおり

第12 選挙運動用通常葉書について

1 葉書の枚数 市長選挙 8,000枚（法142①）

2 葉書の使用法

(1) 官製葉書を使用する場合

選挙運動の期間内に限り、日本郵便株式会社山形南郵便局から選挙運動に使用するため「選挙運動用通常葉書（官製はがき）の交付を無料で受けることができます。この場合には、候補者用通常葉書使用証明書を提示し、受領証を提出しなければなりません。

(2) 私製葉書を使用する場合

「選挙運動用通常葉書使用証明書」に私製葉書を添付し、日本郵便株式会社山形南郵便局に提示して選挙用の表示を受けてください。郵送料は市選挙管理委員会が公費で負担します。

3 葉書の差出

選挙運動用通常葉書は、200通ごとに「選挙運動用通常葉書差出票」1枚を添えて山形南郵便局の窓口に出してください。

郵便ポストに投函したり、運動員などにより直接選挙人に頒布することはできません。

4 葉書の記載内容

記載内容については、法令に触れない限り自由です。

第13 選挙運動用ビラについて

1 枚数 市長選挙 2種類以内 16,000枚まで（法142①）

2 規格 長さ29.7cm×幅21cm（A4判）以内（法142⑧）

※色や紙質についての制限はありません。

3 記載内容 虚偽事項、利害誘導その他法令にふれない限り自由です。ビラの表面には頒布責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所が記載されていなければなりません。（法142⑨）

- 4 頒布方法 新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られます。(法142⑥、令109の6)
- 5 届出等 「選挙運動用ビラ届出書」を選挙管理委員長宛てに提出する必要があります。また、「選挙運動用ビラ証紙交付票」の提出により交付された証紙を貼らなければなりません。証紙は7月5日から交付可能です。(法142①、⑦)
- 6 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担 別冊のとおり

第14 新聞広告について

- 1 回数 選挙期間中、候補者の負担で2回に限り掲載できる(法149④)
- 2 スペース 大きさは、横9.6cm 縦2段組以内、掲載箇所は記事下に限り、色刷りは認められません。(規則19⑤)
- 3 掲載方法 立候補届出の際に交付される「新聞広告掲載証明書」(2枚交付)を希望する新聞社へ、広告文原稿とともに提出してください。(市公規18①)

第15 選挙公報について

南陽市選挙公報の発行に関する条例(昭和50年条例第30号)の規定による申請により発行します。

1 掲載文の申請

候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、市選挙管理委員会が交付する原稿用紙に掲載文を記載し「選挙公報掲載申請書」とともに申請しなければなりません。この場合、候補者は告示日前3か月以内に撮影した上半身無帽の鮮明な写真(大きさは縦4cm、横3cmのカラー又は白黒写真とし、裏面に候補者の氏名を記載したもの)を添えてください。

2 申請の方法 直接持参

3 申請期限 令和8年7月5日(日)午後5時まで

4 掲載文の書き方

- (1) 掲載文は、字数に制限はありません。
- (2) 黒色により記載しなければなりません。市公規の候補者の写真(縦4cm×横3cmカラー若しくは白黒の写真)を除き、色の濃淡があってははいけません。
- (3) 氏名欄には、候補者の氏名を縦書きで記載してください。ただし、所属党派名等を併せて記載することができます。

5 掲載文の用字等の制限（市公規32）

- (1) 掲載文は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字及びアルファベットその他の文字並びに句点、読点、かぎ、括弧等の記号、符号、線、傍点、圏点等並びに図、イラストレーション及びこれらの類をもって記載します。ただし、氏名欄には通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字及びアルファベット、その他の文字以外は使用することができません。
- (2) 掲載文には、写真を使用することができません。（候補者の写真 縦4cm×横3cmカラー若しくは白黒の写真）を除きます。）

6 図等の面積制限（市公規32の2）

掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合、それらの部分に係る面積の合計は、候補者が原稿用紙に掲載文を記載することができる面積（写真欄及び氏名欄に係る面積を除く。）のおおむね2分の1を超えてはなりません。

7 掲載文の訂正（市公規32の3）

- (1) 掲載文の書き方、掲載文の用字等の制限、図等の面積制限に違反して記載した掲載文の申請があった場合、又は写真製版で印刷したときに、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認められる場合は、市選挙管理委員会から掲載文の記載の訂正を求めることがあります。
- (2) 候補者が掲載文の記載の訂正に応じない場合は、市選挙管理委員会において必要な訂正を行います。
- (3) 市選挙管理委員会において掲載文の記載の訂正を行った場合、候補者に通知はしません。
（市公規36）

8 選挙公報の様式（市公規33）

選挙の都度市選挙管理委員会が定めます。

9 印刷の方法

写真製版によります。

10 掲載文の撤回及び修正（市公規34）

すでに提出した掲載文の申請を撤回するときは、市公規様式第26号「選挙公報撤回申請書」を提出してください。また、掲載文を修正しようとするときは、市公規様式第27号「選挙公報掲載文修正申請書」に修正した掲載文を添えて提出してください。

ただし、令和8年7月5日の午後5時以降は受け付けません。

11 発行の中止

投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災等その他避けることのできない事故、その他特別な事情があるときは、発行の手続は中止します。

第16 個人演説会について

1 開催の申出（法161、161の2、162、163、164、令120①）

下表の公営施設を使用して個人演説会を開催するときは、別紙の「個人演説会開催申出書」により、開催日前2日までに市選挙管理委員会へ申し出てください。この場合、候補者1人について同一施設ごとに1回5時間までに限り無料で施設が使用できます。

ただし、2回目以降は施設の管理者が公表した費用を前納して使用してください。公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催する場合は、市選挙管理委員会への届出は不要です。

<南陽市における公営施設一覧>

番号	公営施設の名称	公営施設の所在地	備考
1	沖郷小学校	高梨460	法161①(1)学校・公民館
2	梨郷小学校	竹原139	法161①(1)学校・公民館
3	赤湯小学校	長岡994	法161①(1)学校・公民館
4	宮内小学校	宮内3415	法161①(1)学校・公民館
5	漆山小学校	漆山1731	法161①(1)学校・公民館
6	沖郷中学校	高梨594-3	法161①(1)学校・公民館
7	赤湯中学校	桐塚1815	法161①(1)学校・公民館
8	宮内中学校	宮内2303-2	法161①(1)学校・公民館
9	赤湯幼稚園	赤湯363	法161①(1)学校・公民館
10	梨郷公民館	竹原2841-1	法161①(1)学校・公民館
11	宮内公民館	宮内1010-1	法161①(1)学校・公民館
12	漆山公民館	漆山1936-1	法161①(1)学校・公民館
13	赤湯公民館	赤湯791-1	法161①(1)学校・公民館
14	金山公民館	金山2054-1	法161①(1)学校・公民館
15	交流プラザ蔵楽	宮内1004-1	法161①(2)公会堂
16	南陽市文化会館	三間通430-2	法161①(2)公会堂
17	武道館	宮内3436-1	法161①(3)指定施設
18	総合保健福祉施設 (わくわくセンター)	島貫513	法161①(3)指定施設
19	小滝多目的集会施設	小滝576-1	法161①(3)指定施設
20	中川地区構造改善センター	川樋6-2	法161①(3)指定施設
21	南陽市民体育館	三間通1096	法161①(3)指定施設
22	南陽市防災センター	若狭郷屋917-1	法161①(3)指定施設
23	吉野森林交流センター	萩876	法161①(3)指定施設

2 公営施設の使用時間（令112③）

施設で定めている使用時間の範囲内で、1回につき5時間（準備時間等を含みます。）を超えることができません。

3 開催回数 制限なし。

4 演説会で掲示できる文書図画（法143⑧⑨⑩⑪⑫）

(1) ポスター、立札、看板の類（会場内）……数の制限なし

- 大きさの規定なし

(2) ポスター、立札、看板の類（会場外）……通じて2以内

- 縦273cm×横73cm以内

(3) ちょうちんの類……会場内外を通じて1個

- 高さ85cm×直径45cm以内

※プラスチック製の板4枚を直方体に取り付け、その内部に光源を入れて照明する場合は、ちょうちんの類の規格に従う必要があり、直方体となっている看板全体が高さ85cm×直径45cm以内の規格となるようにしなければなりません。

(4) 演説会場で掲示する文書図画には、掲示責任者の住所、氏名を記載すること。（令110）

(5) 個人演説会が終了したときは、文書図画を直ちに撤去してください。

第17 街頭演説について

1 街頭演説時間 午後8時から翌日午前8時までの間を除き、回数に制限なく行うことができます。（法164の6①）

2 標旗 市選挙管理委員会が交付する標旗（1旗）を掲げて行うこと。（法164の5②）

3 形態 演説者は、その場所にとどまって演説を行ってください。（法164の6③）

4 運動員の制限（法164の7）

街頭演説の場所において選挙運動に従事することのできる者の数は、候補者及び選挙運動用・自動車の運転手1人を除き、15人までに限られます。（法164の7①）

この場合、市選挙管理委員会が交付する「選挙運動員用腕章」又は「乗車用腕章」の着用が必要です。（法164の7②）

5 環境配慮

街頭演説を行う者は、学校、幼稚園、認定こども園、病院、診療所その他の療養施設の周辺において、静穏を保持するように努めなければなりません。（法164の6②、法140の2②準用）

第18 特定の建物及び施設における演説等の禁止（法166）

- 1 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）においては禁止されま
す。（法161の規定による個人演説会は除きます。）
- 2 汽車、電車、乗合自動車、船舶（法第141条の規定により表示を掲げて使用するものを除
く。）及び停車場その他鉄道地内においては禁止されます。
- 3 病院、診療所その他の療養施設においては禁止されます。

第19 その他候補者が使用できるもの（法143①）

候補者の使用する「たすき」「胸章」「腕章」の類には、数量等の制限はありません。また、
表示する内容にも特別の制限はありませんが、使用者は候補者に限られますので運動員等は
使用することができません。

第20 文書図画の撤去について（法143②）

選挙運動のために使用したポスター、立札、看板等の文書図画は、次によりその撤去が義務
づけられています。（法143の2、法178の2）

- 1 選挙事務所を表示するためにその場所において使用したポスター、立札、ちょうちん及び
看板の類については、当該事務所を廃止したとき直ちに撤去してください。
- 2 選挙運動用自動車に取り付けて使用したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類につい
ては、当該自動車を選挙運動のために使用することをやめたとき直ちに撤去してください。
- 3 演説会場においてその演説会の開催中使用したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
については、当該演説会が終了したとき直ちに撤去してください。

—禁止される文書図画—

① アドバルーン、ネオン・サイン等の禁止（法143②）

選挙運動のためにアドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法
による映写等の類を掲示する行為は禁止されます。

② 回覧行為の禁止（法142②）

選挙運動のため回覧板その他の文書図画又は看板（プラカードを含む。）の類を多数の者に回
覧させる行為は禁止されます。例外として、選挙運動用自動車に取り付けて使用できる文書図画
と候補者が着用して使用できるたすき等については、回覧することができます。

③ 禁止を免れる行為の制限（法146）

選挙運動期間中、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党その他の政治団体の名称、候補
者を推薦し、支持し、または反対する者の名を表示している文書図画を、実際には選挙運動のた

めに使用しながら、外形的には著述、演芸等の広告その他商店の広告等のように装い頒布または掲示する行為は禁止されます。

また、選挙運動期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称または推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状を選挙区内に頒布または掲示する行為も禁止されます。

第21 インターネットによる選挙運動について

候補者は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動を行うことができます。

1 ウェブサイト等の利用（法142の3）

- (1) ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、Facebook・X（旧Twitter）等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用して選挙運動を行う場合は、連絡先となる電子メールアドレス等を表示してください。
- (2) 立候補届出時に、ウェブサイト等のアドレスを届け出ることができます。

2 電子メールの利用（法142の4）

- (1) 自らアドレスを通知し、受信に同意した相手に限り、電子メールを送信することができます。
- (2) 送信を拒否した有権者に対しては、その後新たに送信の要件を満たさない限り、選挙運動用電子メールを送信することはできません。
- (3) 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をしたこと及び自らアドレスを通知したことの事実について、それを証する記録を保存しておかなければなりません。
- (4) 送信する選挙運動用電子メールには、選挙運動用電子メールである旨、送信者の氏名・名称等、送信者に対しメールを送信しないように求めることができる旨及び送信拒否通知を行う際に必要となるアドレス等を表示してください。
- (5) 公職の候補者以外の有権者が、電子メールで選挙運動を行うことはできません。

第22 寄附の禁止について

1 特定の利害関係を有する者の寄附の禁止（法199①）

- (1) 市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、その選挙に関し、寄附してはなりません。
- (2) 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除きます。）を受けている場合において、当該融資を行っている銀行等が、当該融資につき南陽市から利子補給金の交付決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含みます。）を受けたと

き、当該融資に係る法人等は、銀行等が交付の決定の通知を受けた日から、当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日までの間、当該選挙に関し寄附をしてはなりません。(法199②)

- (3) 南陽市から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないものを除きます。)の交付決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含みます。)を受けた会社その他の法人は、交付の決定の通知を受けた日から、同日後1年を経過する日までの間は、政治活動に関する寄附をしてはなりません。(規正法22の3①④)
- (4) 南陽市から資本金、基本金等の出費又は拠出を受けている会社、その他の法人は寄附をしてはなりません。(規正法22の3②④)
- (5) 上記の者に対して寄附を勧誘し、要求することをしてはなりません。(法200、規正法22の3⑤)

2 候補者等の寄附の禁止 (法199の2①)

候補者又は候補者となろうとする者(公職にある者を含みます。)は選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはなりません。

この場合、その寄附が選挙に関するか否かを問わず、また時期のいかなるを問わず禁止されます。寄附には、花輪、供花、香典又は祝儀等も含まれます。

3 寄附の勧誘、要求の禁止 (法199の2③)

何人も、候補者等に対して、選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはなりません。

4 候補者等の関係会社等の寄附の禁止 (法199の3)

候補者等が役員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わずこれらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りではありません。

5 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止 (法199の4)

候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、その選挙に関し、選挙区内にある者に対しいかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又はその候補者等に対し寄附をする場合は、この限りではありません。

6 後援団体に関する寄附等の禁止（法199の5）

- (1) 後援団体は、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又はその候補者等に対し寄附をする場合等は、この限りではありません。（一定期間を除きます。）（法199の5①）
- (2) 何人も後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含みます。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、一定期間選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはなりません。（法199の5②）
- (3) 候補者等は、一定期間自分の後援団体に対し寄附をしてはなりません。（法199の5③）
 ※「一定期間」…任期満了の日前90日に当たる日（5月1日）から選挙期日（7月12日）までの間（法199の5④）

7 寄附に関する質的制限（政治活動及び選挙運動に係るもの）（規正法22の4、22の5）

- (1) 三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社がする寄附の禁止（当該欠損がうめられるまでの間禁止されます。）（規正法22の4）
- (2) 外国人、外国法人またはその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織がする寄附の禁止（規正法22の5）

8 匿名の寄附（規正法22の6）

政治活動（選挙運動を含みます。）に関し、他人の名義又は匿名で寄附をしたり、その寄附を受けることができません。

9 寄附に関する量的制限

(1) 寄附の総量制限（年間の総寄附限度額）（規正法21の3）

受領者 寄附者	政党 政治資金団体	資金管理 団体	その他の 政治団体	候補者等	適用除外
政治団体	制限なし	制限なし			○特定寄附 ○遺贈による 寄附
個人	2,000万円	1,000万円			
会社、労働組合 その他の団体	団体の規模に応じた額	禁止	禁止	禁止	

(2) 寄附の個別制限（同一者に対する年間の寄附限度額）（規正法22）

受領者 寄附者	政党 政治資金団体	資金管理 団体	その他の 政治団体	候補者等	適用除外
政治団体	制限なし	5,000万円	5,000万円	制限なし※	○特定寄附 ○遺贈による 寄附
個人	制限なし	150万円	150万円	150万円※	
会社、労働組合 その他の団体	制限なし	禁止	禁止	禁止	

10 会社等の寄附の制限(規正法21)

会社、労働組合等の団体(政治団体を除きます。)が政党・政治資金団体、資金管理団体以外の者に対して政治活動(選挙運動を含みます。)に関して寄附をすることの禁止
団体が陣中見舞として候補者に寄附をすることができません。

11 候補者等の政治活動に関する寄附の禁止(規正法21の2)

政党以外の者が、候補者等の政治活動に関して金銭等による寄附(政治団体に対してするものを除く。)をしてはいけません。

第23 選挙運動の費用について

1 選挙運動に関する支出金額の制限額(法194、令127)

《市長選挙》

- ① 固定額 310万円
- ② 人数割額 告示日現在の選挙人名簿登録者数×81円
- ③ 制限額 上記の合計額 _____円 (固定額+人数割額)
(百円未満の端数は百円とする。)(法194②)

2 選挙運動に従事する者に支給することができる報酬及び実費弁償の最高額

(法197の2①、令129、市公規44) ※別冊参照

(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額

区 分	実 費 弁 償 の 額
鉄 道 賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
車 賃	陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
宿泊料 (食事料2食分を含む)	1夜につき 23,000円
弁当料	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円 ※弁当を提供した場合は、その実費を差し引きます。
茶菓料	1日につき 1,000円

(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の最高額

区 分	報 酬 の 額
基本日額	10,000円以内
超過勤務手当	1日につき基本日額の5割以内

(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額

区 分	実 費 弁 償 の 額
鉄道賃及び車賃	(1)に掲げる額
宿泊料 (食事を含まない。)	1夜につき 20,000円

(4) 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員及び専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者(以下「車上等運動員」という。)、専ら手話通訳のために使用する者(以下「手話通訳員」という。))及び専ら法142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者(以下「要約筆記員」という。)に限ります。)1人に対し支給することができる報酬の最高額

① 報酬を支給することができる選挙運動のために使用する事務員、車上等運動員、手話通訳員及び要約筆記員の員数制限及び報酬の額(法197の2②⑤、令129③④)

区 分	報 酬 の 額	支給することができる者の数
選挙運動のために使用する事務員	1日につき 15,000円以内	1日につき12人以内 延べ60人以内(7日間)
車上等運動員、手話通訳員及び要約筆記員	1日につき 20,000円以内	※運動員数の5倍を超えて異なる者を使用することはできない。
上記の者に超過勤務手当を支給することはできません。		

② 届出の方法及び期間

届出の方法は、使用する前に文書で南陽市選挙管理委員会に届け出てください。

使用する期間は、立候補届出の日(7月5日)から7月11日までです。

第24 選挙立会人の届出について

選挙立会人は、公益代表として開票及び当選人決定の手續の公正な執行を監視するとともに候補者の利益代表的役割を果たすものです。

したがって、これらの者は原則として候補者が届け出た者の中から選ぶことになります。

(法62①、法76、法79②)

選挙立会人となるべき者は、南陽市の選挙人名簿に登録された者でなければなりません。

- 1 届出先 選挙長 竹田 進
- 2 届出期限 令和8年7月9日(木)午後5時まで
- 3 届出書類 選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書
- 4 届出人 候補者のみが届出することができます。

第25 選挙会及び当選証書の付与について

- 1 当選人を決める選挙会は、開票事務と合同で次のように開催します。(法79①)
 - (1) 日時 令和8年7月12日(日)午後8時10分から
 - (2) 場所 南陽市役所 大会議室(4階)

※ 選挙立会人は、印鑑持参の上、当日午後7時45分までに会場へ参集してください。ただし、無投票の場合は、7月13日に選挙会を行います。
- 2 当選された方には、当選の旨の告知文書をお渡しします。(法101の3②)
 - (1) 有投票の場合 令和8年7月14日(火)午前8時30分以降
 - (2) 無投票の場合 令和8年7月13日(月)選挙会終了以降
- 3 当選された方には、次により当選証書を付与します。
 - (1) 日時 令和8年7月14日(火)午前10時から
 - (2) 場所 南陽市役所 大会議室(4階)

※ 本人または代理人が必ず出席してください。

第26 選挙期日後の挨拶行為の制限について

何人も選挙期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって次に掲げる行為をすることができません。(法178)

- 1 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- 2 文書図画を頒布し又は掲示すること。(ただし、自筆の信書、答礼のための信書、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除く。)
- 3 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- 4 放送設備を利用して放送すること。
- 5 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- 6 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。
- 7 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

第27 供託金の返還について

- 1 直ちに返還を請求することができる場合（令93①）
 - (1) 投票所を開くべき時刻までに候補者が死亡した場合
 - (2) 公務員となったために候補者であることを辞したものとみなされる場合
 - (3) 選挙の全部が無効となった場合
- 2 選挙及び当選の効力確定後、返還を請求することができる場合（令93②）
 - (1) 候補者の得票数が没収点を超える場合
 - 供託物の没収点＝有効投票の総数×10分の1
 - (2) 無投票当選の場合
- 3 供託金が返還されない場合（法93）
 - (1) 候補者の得票数が没収点に達しないとき（法93①）
 - (2) 届出をしたのち候補者たることを辞退した場合（法93②）

第28 辞退届出について

- ・ 辞退ができるのは、候補者本人のみです。
- ・ 辞退の届出期間は、立候補届出の日(午後5時まで)に限ります。
- ・ 辞退は、文書によって、郵便等によることなく、直接選挙長に届け出ること。
- ・ 候補者が特定の公職についたときは、立候補の辞退をしたものとみなされる。この場合でも、直ちにその旨を選挙長に届け出ること。
- ・ 立候補を辞退し、または辞退とみなされる場合は、供託金は没収されます。
- ・ 交付を受けた交付物資等、証明書類は、直ちに返還すること。

問合せ先

〒999-2292 南陽市三間通436番地の1
南陽市選挙管理委員会事務局（南陽市役所4階）
電話番号 40-8536 FAX番号 43-5686

別紙1 南陽市長選挙候補者届出書（本人届出）

ふりがな			
候補者氏名	※ 戸籍の謄本又は抄本に記載された氏名を記載してください。	性別	男 ・ 女
本 籍	※ 戸籍の謄本又は抄本に記載された本籍のとおり記載してください。山形県より記載してください。地番は算用数字で記載してください		
住 所	※ 山形県より記載してください。地番は算用数字で記載してください		
生年月日	年 月 日（満 歳） ※算用数字で記載します。満年齢は令和8年7月12日現在の年齢です。		
党 派	※ 所属党派証明書により記載してください。所属党派証明書がない場合は「無所属」となります。	職 業	※なるべく詳細に記載してください
一のウェブサイト等のアドレス	※ 選挙運動にホームページ等を利用する場合に記入してください。		
選 挙	令和8年7月12日執行 南陽市長選挙		
添付書類	1 供託証明書 2 宣 誓 書 3 所属党派証明書 4 戸籍謄本又は抄本	※提出しない場合は二重線で消してください	

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和8年7月5日

氏 名

※ 戸籍の謄本又は抄本に記載された候補者の氏名を記載してください。印鑑を使用する場合は、ゴム印以外のものを使用してください。

南陽市長選挙 選挙長 竹田 進 様

別紙2 南陽市長選挙候補者届出書（推薦届出）

ふりがな			
候補者氏名	※ 戸籍の謄本又は抄本に記載された氏名を記載してください。	性別	男 ・ 女
本籍	※ 戸籍の謄本又は抄本に記載された本籍のとおり記載してください。山形県より記載してください。地番は算用数字で記載してください		
住所	※ 山形県より記載してください。地番は算用数字で記載してください		
生年月日	年 月 日（満 歳） ※算用数字で記載します。満年齢は令和8年7月12日現在の年齢です。		
党派	※ 所属党派証明書により記載してください。所属党派証明書がない場合は「無所属」となります。	職業	※なるべく詳細に記載してください
一のウェブサイト等のアドレス	※ 選挙運動にホームページ等を利用する場合に記入してください。		
選挙	令和8年7月12日執行 南陽市長選挙		
添付書類	1 候補者の承諾書、選挙人名簿登録証明書、供託証明書 2 宣誓書 3 所属党派証明書 4 戸籍謄本又は抄本		

※提出しない場合は二重線で消してください

上記のとおり関係書類を添えて推薦の届出をします。

令和8年7月5日

推薦者住所
氏名

※ 戸籍の謄本又は抄本に記載された候補者の氏名を記載してください。印鑑を使用する場合は、ゴム印以外のものを使用してください。

南陽市長選挙 選挙長 竹田 進 様

別紙 3

宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2又は第251条の3の規定により令和8年7月12日執行の南陽市長選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和8年 月 日

候補者届出書の候補者の住所、氏名を記載してください。

住 所 山形県南陽市

氏 名

この届出書は、必要な場合に申請してください。
例えば、漢字の氏（うじ）、名（な）などをひら仮名にしたい場合などです。

別紙4

通称認定申請書

ふりがな

候補者

候補者のかな氏名を上段に、漢字氏名を下段に記載してください。

ふりがな

呼称

通称名として使用する氏名（ひらがな、カタカナも含みます。）を記載してください。漢字の場合は、上段にふりがなをふってください。

令和8年7月12日執行の南陽市長選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和8年7月 日

候補者の住所、氏名を記載してください。

住所 山形県南陽市

氏名

南陽市長選挙 選挙長 竹田 進 様

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

別紙5

様式第1号(選挙事務所設置(異動)届)

選挙事務所を設置した場合及び移動した場合に使用します。設置の場合は、(異動)を二重線で消してください(3箇所)

選挙事務所設置~~(異動)~~届

1	選挙名	令和8年7月12日執行 南陽市長選挙
2	設置 (異動) 年月日	令和8年7月5日 ※7月5日と記載してください。
3	事務所の所在地	設置場所 南陽市 番地 電話 ※選挙事務所の所在地、電話番号を記載してください
		(異動場所) 南陽市 番地 電話
4	建物の名称	※建物の名称を記載してください。 (例 ○○宅、○○選挙事務所 等)
5	候補者の氏名	※候補者の氏名を記載してください。

上記のとおり選挙事務所を設置(異動)したので、公職選挙法第130条第2項の規定により届け出ます。

令和8年7月5日 ※7月5日と記載してください。

候補者~~(推薦届出(代表)者)~~

住所

氏名

南陽市選挙管理委員会委員長 竹田 進 殿

備考 1 「4 建物の名称」欄にはビル名、会館名、旅館名等具体的に記載すること。

2 候補者、推薦届出(代表)者が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出(代表)者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別紙6 様式第28号(出納責任者選任届出書)

出納責任者選任届出書

選 挙 名	令和8年7月12日執行 南陽市長選挙
候 補 者	※候補者届出書に記載した候補者の氏名を記載してください。
出 納 責 任 者	※出納責任者の氏名を記載してください。
住 所	※出納責任者の住所と電話番号を記載してください。 (電話)
職 業	※出納責任者の職業を具体的に記載してください。
生 年 月 日	年 月 日 ※出納責任者の生年月日を記載してください。
選 任 年 月 日	令和8年7月5日 ※7月5日と記載してください。

上記のとおり出納責任者を選任したので届け出ます。

令和8年7月5日 ※7月5日と記載してください。

選任者(候補者又は推薦届出者)

住 所

氏 名

○候補者本人が届出を行う場合は、候補者の住所、氏名を記載してください。
○推薦届出者が届出を行う場合は、推薦届出者の住所、氏名を記載してください。

南陽市選挙管理委員会委員長 竹田 進 殿

- 備考
- 1 推薦届出者が出納責任者を選任した場合は、候補者の承諾書を添付すること。
 - 2 推薦届出者が数人あるときは、その代表者たることを証する証明書(別記様式第3号に準ずる。)を添付すること。
 - 3 候補者又は推薦届出者が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別紙 7

選挙立会人となるべき者の届出書

選挙立会人となるべき者

南陽市の選挙人名簿に登載されている方の住所、氏名
生年月日を記載してください。

住 所 南陽市

氏 名

生年月日 年 月 日生

選挙名 令和8年7月12日執行 南陽市長選挙

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

届出する年月日を記載してください
(選挙期日前3日まで提出) 7/9まで

令和 8 年 7 月 日

南陽市長選挙候補者 (党派)

氏 名

南陽市選挙管理委員会 委員長 竹田 進 殿

候補者の党派 (所属党派証明書を提出しない方は「無所属」
と記載してください。) 及び氏名を記載してください。

注

- 1 立会人となるべき者の承諾書を添付すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別紙 8

選挙立会人承諾書

令和8年7月12日執行の南陽市長選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

選挙立会人となる方が承諾をした年月日を記載してください。

令和8年7月 日

住 所 山形県南陽市

氏 名

選挙立会人となる方が、氏名を自書又は記名
押印ください。印鑑は、ゴム印不可です。

電話番号

南陽市長選挙

候補者氏名

殿

別紙9 様式第25号(選挙公報掲載申請書)

選挙公報掲載申請書

選挙名	令和8年7月12日執行 南陽市長選挙
掲載文 (及び写真2葉)	別添のとおり
連絡場所	※ 連絡場所、電話番号を記載してください。 (電話)

南陽市選挙公報発行に関する条例第3条第1項の規定により、選挙公報の掲載を受けたいので上記のとおり申請します。

令和8年7月5日

候補者氏名

南陽市選挙管理委員会委員長 竹田 進 殿

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別紙 10

立候補届出書を本人以外の方が提出する場合、必要となります。
候補者本人が記載してください。

立 候 補 届 出 代 理 人 証 明 書

立候補届出当日、届出会場に来庁する方の住所、
氏名を記載してください。

住 所 南陽市

氏 名

上記の者は、令和8年7月12日執行の南陽市長選挙に係る立候補届出事務を私に
代わって行う者であることを証明する。

令和8年7月 日

候補者の住所、氏名を記載してください。

候補者

住 所 南陽市

氏 名

本人届出の場合は自書又は記名押印、推薦届出の場合は、
候補者の印鑑（ゴム印不可）を押印してください。

